（機構による確認）

第七条　法第三条第二項に規定する確認は、交付金の交付を受けようとする肉用牛又は肉豚の生産者に対し、当該生産者が当該肉用牛又は肉豚を第五条に規定する期間内に販売したことを証する書類を提出させることにより行うほか、必要に応じて実地調査その他の手段により行うものとする。

（標準的販売価格の算出）

第八条　肉用牛についての法第三条第四項の規定による標準的販売価格の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごと及び農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数量で除して得た額に、第三号に掲げる額を合算してするものとする。

一　第五条第一項に規定する期間内に行われた肉用牛の格付枝肉（農林水産大臣が定める事項についての規格であつてあらかじめ農林水産大臣に届け出られたものにより格付された肉用牛の枝肉をいう。）の売買に係る総取引高

二　前号に規定する売買に係る取引数量

三　肉用牛の一頭当たりの生産に伴い副次的に得られる物品の販売価格に相当する額

2　肉豚についての法第三条第四項の規定による標準的販売価格の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数量で除して得た額に、第三号に掲げる額を合算してするものとする。

一　第五条第二項に規定する期間内に行われた肉豚の格付枝肉（農林水産大臣が定める事項についての規格であつてあらかじめ農林水産大臣に届け出られたものにより格付された肉豚の枝肉をいい、品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。）の売買に係る総取引高

二　前号に規定する売買に係る取引数量

三　肉豚の一頭当たりの生産に伴い副次的に得られる物品の販売価格に相当する額

（標準的生産費の算出）

第九条　肉用牛についての法第三条第四項の規定による標準的生産費の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごと及び農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域ごとに、第五条第一項に規定する期間内における肉用牛の一頭当たりの生産に要する飼料費、労務費、と畜に係る経費その他の費用の区分別の平均額に、物価その他の経済事情の変動等を勘案し合理的に必要と認められる調整をそれぞれ加えた額を合算してするものとする。

2　肉豚についての法第三条第四項の規定による標準的生産費の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごとに、第五条第二項に規定する期間内における肉豚の一頭当たりの生産に要する飼料費、労務費、と畜に係る経費その他の費用の区分別の平均額に、物価その他の経済事情の変動等を勘案し合理的に必要と認められる調整をそれぞれ加えた額を合算してするものとする。

（業務方法書との関係）

第十条　第三条から前条までに規定するもののほか、交付金の交付に関しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

別表第一から別表第三の四までを削る。

別表第四中「第五条第二号及び第十一条第二号」を「第十二条第二号及び第十六条第二号」に改め、同表を別表とする。

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（指定乳製品の保管経費に対する補助）

第一条　独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「法」という。）第十条第一号ニの規定による補助は、指定乳製品の保管に関する計画について畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。次条において「畜産経営安定法」という。）第七条第二項の認定を受けた者が当該計画に基づいて保管した指定乳製品を販売した場合において、その販売代金の総額からその保管に要した経費の総額を減じた額が、当該指定乳製品の数量に当該指定乳製品の安定下位価格を乗じて得た額を下回るものであるときに行うものとする。

第二条中「畜産物価格安定法」を「畜産経営安定法」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第一号中「のため」を「又は畜産経営の安定のための畜産物」に改め、同条第十六号中「機構」を「独立行政法人農畜産業振興機構（第二十一号において「機構」という。）」に改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「業務」の下に「及びこれに附帯する業務」を加え、同号ハ中「第十条第一号ハ」を「第十条第一号ニ」に改め、同号中ハをホとし、同号ロ中「及び指定食肉」を削り、同号中ロをニとし、同号イ中「及び指定食肉」を削り、同号中イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付に関する事項

ロ　機構法第十条第一号イの業務に附帯して行う畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項第一号ロに規定する支払に関する事項

第十一条第二項中「第十条第二号」を「第十条第一号イ及び第二号」に、「これ」を「これら」に、「及び第四条第二号ロ」を「並びに第四条第一号ロの支払及び同条第二号ロ」に改め、同条第四項中「第十条第二号」を「第十条第一号イ及び第二号」に改め、「及び第四条第二号ロの交付に必要な経費に充てる場合」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　農林水産大臣は、この省令の施行前においても、第一条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律施行規則（以下「新施行規則」という。）第三条第三号の規定の例により、同号の積立金を適切に管理することができると認められる者を指定することができる。

2　前項の規定により指定された者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において新施行規則第三条第三号の規定により指定されたものとみなす。

（畜産物の価格安定に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日以後最初の畜産経営の安定に関する法律第三条第二項の規定による交付金の額の算出に係る同項に規定する肉用牛の品種別の頭数についての新施行規則第五条第一項の規定の適用については、同項中「毎月の初日から」とあるのは、「畜産物の価格安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年農林水産省令第五号）の施行の日から同日の属する月の」とする。

2　施行日以後最初の畜産経営の安定に関する法律第三条第二項の規定による交付金の額の算出に係る同項に規定する肉豚の品種別の頭数についての新施行規則第五条第二項の規定の適用については、施行日が次の表の第一欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ、同表の第二欄に掲げる同項の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　四月一日から六月三十日までの間	第一号	四月一日	畜産物の価格安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年農林水産省令第五号）の施行の日
二　七月一日から九月三十日までの間	第二号	七月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回つた場合にあつては、四月一日）	